別記様式

製造所
貯蔵所指定数量の倍数変更届出書
取扱所

年　　月　　日

殿

届出者
住　所　　（電話　　）
氏　名　　㊞

設置者	住　所	電話
	氏　名	
設置場所		
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
設置の完成検査年月日及び検査番号	年　月　日　第　号	
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
16号改正政令施行前の危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		指定数量の倍数
16号改正政令施行により指定数量の倍数が増加することとなる理由		
その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	

備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（　）内に該当する指定数量を記載すること。
4　指定数量の倍数については、上欄に16号改正政令施行前の倍数を、下欄に16号改正政令施行後の倍数を記入すること。
5　※印の欄は、記入しないこと。

○総務省令第十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十五条第一項、第四十六条第五項及び第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（電気通信主任技術者の選任等）

第三条　法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。

一　次の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。

イ　事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
ロ　線路設備及びこれに附属する設備	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

二　業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者にあつては、前号の規定によるほか、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに、前号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、それぞれ当該都道府県に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。

2　前項各号の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、前項第一号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、同号の規定による選任に代えて同号の事業場を直接統括する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任し、又は当該電気通信主任技術者若しくは前項各号の規定により選任された電気通信主任技術者に他の事業場若しくは都道府県において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

第二十一条の見出しを「（認定書の交付）」に改め、同条中「とともに、その旨を告示する」を削る。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

第二十四条第二項中「総務大臣は、」を削り、「将来に向かつてその認定を取り消すとともにその旨を告示する」を「その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う」に改める。